

令和 3 年度 地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る方針

(介護保険法 115 条の 47 第 1 項関係)

高齢者福祉計画（令和 3 年度から令和 5 年度）施策・事業から設定

基本理念：長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか～地域包括ケアシステムの推進～

（地域包括ケア推進課所管分）

1 健康長寿へのチャレンジ

- （ 1 ）介護予防・日常生活支援総合事業の推進・・・・・・・・ 高齢者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行う。
- （ 2 ）地域で取り組む健康長寿へのチャレンジ・・・・・・・・ 地域内でのフレイル対策推進事業を充実させる。
通いの場（サロン）等の開催を支援する。
健康長寿に向けた講話、講演会等を行う。
閉じこもり高齢者の把握・支援を充実させる。

2 地域ネットワークの充実

- （ 1 ）高齢者よろず相談センターの機能強化・・・・・・・・ センター職員のスキルアップとセンターの認知度の向上を行う。
- （ 2 ）地域資源との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 地域のネットワークの構築、支援等を行う。
○地域ケア会議などにより包括的ネットワークづくりに取り組む。
○地域資源を把握してサロンの立ち上げや運営を支援する。
○地域ケア会議の開催により地域の課題などを把握する。
○生活支援サービスの体制整備を行う。

3 医療・介護連携の推進

- （ 1 ）医療・介護連携推進のための支援・・・・・・・・・・・・ 在宅生活を続けるため、医療と介護の連携体制を構築する。
○地域における医療機関や薬局と介護関係機関との連携を図る。
○地域住民への在宅医療や介護・生活支援サービスの普及啓発を行う。

4 認知症支援策の推進

- (1) 認知症理解のための普及・啓発・・・・・・・・・・・・ 市民への普及啓発と認知症の方本人からの情報発信支援、認知症サポーターの養成を行う。
- (2) 認知症予防施策の充実・・・・・・・・・・・・・・ 認知症の発症を遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする取組を行う。
- (3) 認知症に対する早期対応体制の整備・・・・・・・・ 認知症の予防、早期発見、早期対応のための仕組みづくり。
○若年性認知症を含めた相談支援を行う。
○認知症初期集中支援事業を推進する。
○認知機能低下を把握するための認知機能検査を実施する。
- (4) 認知症高齢者の見守り支援・・・・・・・・・・・・ 認知症高齢者に対する見守り体制の整備
○チームオレンジメンバーの育成、活動支援を行う。

5 災害に対する取組の推進・・・・・・・・・・・・・・ 避難行動要支援者への支援

- 高齢者へ避難行動要支援者支援制度の普及啓発などを行う。

(高齢福祉課所管分)

6 孤独死の防止に向けた取組の充実・・・・・・・・・・・・ 終末期に向けた権利擁護を推進する。

7 権利擁護事業の充実

- (1) 日常生活を支える権利擁護事業の推進・・・・・・・・ 権利擁護のための相談支援及び普及啓発を行う。
- (2) 高齢者虐待防止のための取組・・・・・・・・・・・・ 高齢者虐待を予防し、早期発見・早期対応に努める。
○対応マニュアルに沿って虐待解消に向けた対応を行う。
○対応事例の検証を行い、対応のあり方について検討を行う。
地域住民に向けて高齢者虐待防止の普及・啓発を行う。
○地域に出向き講話などにより普及・啓発を行う。

以 上